

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	<DC>インデックスファンド225
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	2001年11月14日
信託期間	無期限
クローズド期間	なし
主要投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経225マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 ● わが国の株式に直接投資することがあります。 ● 上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。 <<日経225マザーファンドの主要投資対象>> <ul style="list-style-type: none"> ◇ わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄を主要投資対象とします。 ◇ 上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均株価(日経225)と連動する投資成果をめざして運用を行います。 ● 「日経225マザーファンド」を通じて、原則として、日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄に等株数投資を行います。 ● 原則として、株式の実質組入比率を高位に保ちます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合に制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。 ● デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
ベンチマーク	日経平均株価(日経225)
決算日	毎年5月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則として5月22日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、以下の場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 信託契約の一部が解約することにより受益権総口数が20億口を下回ることとなった場合 ◇ この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ◇ 対象インデックスが改廃されたとき ◇ やむを得ない事情が発生したとき 償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.572%(税抜年0.52%) (内訳:委託会社0.242%(税抜0.22%)、販売会社0.22%(税抜0.20%)、受託会社0.11%(税抜0.10%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヶ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 ● ファンドの組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用は、信託財産から支払われます。 ● 信託財産において解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用 その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。
8. お申込み不可日等	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みおよび解約請求を取り消すことがあります。 ● 確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等 価格変動リスク	<p>ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p> <p>当ファンドは、主にマザーファンド受益証券を通じて、株式を主要投資対象としており、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受けます。</p>
信用リスク	<p>当ファンドは、主にマザーファンド受益証券を通じて、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係わる信用リスクを伴います。</p> <p>信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。</p>
流動性リスク	<p>有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、主にマザーファンド受益証券を通じて、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。</p>
12. セーフティー ネットの有無	<p>投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構・貯金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。</p>
13. 持分の計算方法	<p>解約価額(= 基準価額) × 保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	<p>三菱UFJ国際投信株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)</p>
15. 受託会社	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)</p> <p>(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)</p>

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2019.10)